

平成 25 年 10 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

10月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

- 議案第 52 号 八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 1
- 議案第 53 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について . . . 11

議案第52号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成25年10月31日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

消費税法等の一部改正に伴い、八戸市公民館等の使用料について所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

消費税法等の一部改正に伴い、八戸市公民館等の使用料について所要の改正をするための
ものである。

八戸市公民館条例の一部を改正する条例

八戸市公民館条例（昭和51年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中表の部分を次のように改める。

使用時間区分 使用内容区分		基本区分			複合区分			
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
ホ ル	入場料を徴収しない場合	平日	円 10,710	円 17,860	円 22,630	円 28,570	円 40,490	円 51,200
		土曜日 休日	円 11,910	円 21,440	円 28,580	円 33,350	円 50,020	円 61,930
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	円 11,910	円 20,250	円 26,200	円 32,160	円 46,450	円 58,360
		土曜日 休日	円 14,290	円 22,630	円 30,970	円 36,920	円 53,600	円 67,890
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	円 14,290	円 21,430	円 28,580	円 35,720	円 50,010	円 64,300
		土曜日 休日	円 16,670	円 26,200	円 33,340	円 42,870	円 59,540	円 76,210
	2,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	円 16,670	円 29,780	円 40,500	円 46,450	円 70,280	円 86,950
		土曜日 休日	円 22,630	円 39,310	円 48,840	円 61,940	円 88,150	円 110,780
	3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	円 23,830	円 39,300	円 51,220	円 63,130	円 90,520	円 114,350
		土曜日 休日	円 27,390	円 46,470	円 61,950	円 73,860	円 108,420	円 135,810
	3,000円を超える場合	平日	円 27,390	円 47,650	円 61,950	円 75,040	円 109,600	円 136,990

	える入場料 を徴収する 場合	土曜日 休 日	34,550	58,380	75,060	92,930	133,440	167,990
楽 屋	第 一 室		460	820	1,190	1,280	2,010	2,470
	第 二 室		460	820	1,190	1,280	2,010	2,470
	第 三 室		340	460	820	800	1,280	1,620
	第 四 室		340	460	820	800	1,280	1,620
展 示 室			5,700	5,700	5,700	11,400	11,400	17,100
展示ロビー			2,130	2,130	2,130	4,260	4,260	6,390
会 議 室	第 一 室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030
	第 二 室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030
	第 三 室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030
	第 四 室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030
和 室	第 一 室		1,520	1,520	1,520	3,040	3,040	4,560
	第 二 室		1,520	1,520	1,520	3,040	3,040	4,560
講 義 室			3,070	3,070	3,070	6,140	6,140	9,210
調理実習室			2,370	2,370	2,370	4,740	4,740	7,110
附 属 設 備			教育委員会が定める額					

別表第2の2中表の部分の部分を次のように改める。

使用区分	金額
	円
ホール（大）200㎡を超えるところ	1,470
ホール（中）100㎡を超え200㎡以下のところ	1,220
ホール（小）100㎡以下のところ	730
調理室	1,470
和室（大）70㎡以上のところ	730
和室（小）70㎡未満のところ	600
講座室・会議室（大）70㎡以上のところ	730
講座室・会議室（小）70㎡未満のところ	600
その他の室（大）70㎡以上のところ	730
その他の室（小）70㎡未満のところ	600

別表第2の3中「1,240」を「1,270」に、「720」を「740」に、「15,450」を「15,890」に、「10,300」を「10,590」に改め、同表の4中「600」を「610」に、「5,000」を「5,140」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

八戸市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

		改正後				改正前							
別表第2 (第10条関係)		基本区分		複合区分		基本区分		複合区分					
1 八戸市公民館の使用料		午前	午後	夜間	昼間	午後	夜間	昼間	休日				
使用時間区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後4時まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後4時まで	全日				
使用内容区分		(略)											
ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日 10,710	17,860	22,630	28,570	40,490	51,200	平日 10,420	17,370	22,010	27,790	39,380	49,800
		土曜日 11,910	21,440	28,580	33,350	50,020	61,930	土曜日 11,580	20,850	27,790	32,430	48,640	60,220
		休日 11,910	20,250	26,200	32,160	46,450	58,360	休日 11,580	19,690	25,480	31,270	45,170	56,750
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日 14,290	22,630	30,970	36,920	53,600	67,890	平日 13,900	22,010	30,110	35,910	52,120	66,020
		土曜日 14,290	21,430	28,580	35,720	50,010	64,300	土曜日 13,900	20,840	27,790	34,740	48,630	62,530
		休日 16,670	26,200	33,340	42,870	59,540	76,210	休日 16,210	25,480	32,420	41,690	57,900	74,110
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日 16,670	29,780	40,500	46,450	70,280	86,950	平日 16,210	28,960	39,380	45,170	68,340	84,550
		土曜日 22,630	39,310	48,840	61,940	88,150	110,780	土曜日 22,010	38,220	47,490	60,230	85,710	107,720
		休日 22,630	39,310	48,840	61,940	88,150	110,780	休日 22,010	38,220	47,490	60,230	85,710	107,720

改正後												改正前											
合	3,000円	23,830	39,300	51,220	63,130	90,520	114,350					合	3,000円	23,170	38,210	49,800	61,380	88,010	111,180				
以下の入	場料を徴											以下の入											
収する場	休	27,390	46,470	61,950	73,860	108,420	135,810					収する場	休	26,630	45,180	60,230	71,810	105,410	132,040				
合	3,000円	27,390	47,650	61,950	75,040	109,600	136,990					合	3,000円	26,630	46,330	60,230	72,960	106,560	133,190				
を超える	入場料を											を超える											
徴収する	休	34,550	58,380	75,060	92,930	133,440	167,990					徴収する	休	33,590	56,760	72,980	90,350	129,740	163,330				
場合	第一室	460	820	1,190	1,280	2,010	2,470					場合	第一室	450	800	1,160	1,250	1,960	2,410				
	第二室	460	820	1,190	1,280	2,010	2,470					第二室	450	800	1,160	1,250	1,960	2,410					
	第三室	340	460	820	800	1,280	1,620					第三室	330	450	800	780	1,250	1,580					
	第四室	340	460	820	800	1,280	1,620					第四室	330	450	800	780	1,250	1,580					
展示室		5,700	5,700	5,700	11,400	11,400	17,100					展示室		5,550	5,550	5,550	11,100	11,100	16,650				
展示ロビー		2,130	2,130	2,130	4,260	4,260	6,390					展示ロビー		2,080	2,080	2,080	4,160	4,160	6,240				
第一室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030					第一室		1,960	1,960	1,960	3,920	3,920	5,880				
第二室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030					第二室		1,960	1,960	1,960	3,920	3,920	5,880				
第三室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030					第三室		1,960	1,960	1,960	3,920	3,920	5,880				
第四室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030					第四室		1,960	1,960	1,960	3,920	3,920	5,880				
第一室		1,520	1,520	1,520	3,040	3,040	4,560					第一室		1,480	1,480	1,480	2,960	2,960	4,440				
第二室		1,520	1,520	1,520	3,040	3,040	4,560					第二室		1,480	1,480	1,480	2,960	2,960	4,440				
講義室		3,070	3,070	3,070	6,140	6,140	9,210					講義室		2,990	2,990	2,990	5,980	5,980	8,970				
調理実習室		2,370	2,370	2,370	4,740	4,740	7,110					調理実習室		2,310	2,310	2,310	4,620	4,620	6,930				
(略)												(略)											

備考

1 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

備考

1 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

改正後	改正前																																										
<p>2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。</p> <p>3 入場料を徴収しないが、ホール、楽屋、展示室、展示ロビー、会議室、和室、講義室又は調理実習室を、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の150に相当する額とする。</p> <p>4 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その延長使用料は、当該使用時間基本区分の1時間当たり料金の100分の150に相当する額とする。</p> <p>5 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 八戸市公民館、南郷公民館及び南郷公民館分館以外の公民館の使用料</p> <table border="1" data-bbox="794 1151 1289 2123"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホール (大) 200㎡<u>を超える</u>ところ</td> <td>1,470</td> </tr> <tr> <td>ホール (中) 100㎡<u>を超え200㎡以下</u>のところ</td> <td>1,220</td> </tr> <tr> <td>ホール (小) 100㎡<u>以下</u>のところ</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1,470</td> </tr> <tr> <td>和室 (大) 70㎡<u>以上</u>のところ</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>和室 (小) 70㎡<u>未満</u>のところ</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>講座室・会議室 (大) 70㎡<u>以上</u>のところ</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>講座室・会議室 (小) 70㎡<u>未満</u>のところ</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>その他の室 (大) 70㎡<u>以上</u>のところ</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>その他の室 (小) 70㎡<u>未満</u>のところ</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 暖房料及び燃料費は、教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 使用料は、使用4時間までごとの金額とする。</p>	使用区分	金額	(略)		ホール (大) 200㎡ <u>を超える</u> ところ	1,470	ホール (中) 100㎡ <u>を超え200㎡以下</u> のところ	1,220	ホール (小) 100㎡ <u>以下</u> のところ	730	調理室	1,470	和室 (大) 70㎡ <u>以上</u> のところ	730	和室 (小) 70㎡ <u>未満</u> のところ	600	講座室・会議室 (大) 70㎡ <u>以上</u> のところ	730	講座室・会議室 (小) 70㎡ <u>未満</u> のところ	600	その他の室 (大) 70㎡ <u>以上</u> のところ	730	その他の室 (小) 70㎡ <u>未満</u> のところ	600	<p>2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。</p> <p>3 入場料を徴収しないが、ホール、楽屋、展示室、展示ロビー、会議室、和室、講義室又は調理実習室を、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の150に相当する額とする。</p> <p>4 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その延長使用料は、当該使用時間基本区分の1時間当たり料金の100分の150に相当する額とする。</p> <p>5 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 八戸市公民館、南郷公民館及び南郷公民館分館以外の公民館の使用料</p> <table border="1" data-bbox="794 136 1160 1106"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホール (大) 200㎡<u>以上</u>のところ</td> <td>1,430</td> </tr> <tr> <td>ホール (小) 200㎡<u>未満</u>のところ</td> <td>1,190</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1,430</td> </tr> <tr> <td>和室 (大) 70㎡<u>以上</u>のところ</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>和室 (小) 70㎡<u>未満</u>のところ</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>講座室・会議室 (大) 70㎡<u>以上</u>のところ</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>講座室・会議室 (小) 70㎡<u>未満</u>のところ</td> <td>590</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 暖房料及び燃料費は、教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 使用料は、使用4時間までごとの金額とする。</p>	使用区分	金額	(略)		ホール (大) 200㎡ <u>以上</u> のところ	1,430	ホール (小) 200㎡ <u>未満</u> のところ	1,190	調理室	1,430	和室 (大) 70㎡ <u>以上</u> のところ	710	和室 (小) 70㎡ <u>未満</u> のところ	590	講座室・会議室 (大) 70㎡ <u>以上</u> のところ	710	講座室・会議室 (小) 70㎡ <u>未満</u> のところ	590
使用区分	金額																																										
(略)																																											
ホール (大) 200㎡ <u>を超える</u> ところ	1,470																																										
ホール (中) 100㎡ <u>を超え200㎡以下</u> のところ	1,220																																										
ホール (小) 100㎡ <u>以下</u> のところ	730																																										
調理室	1,470																																										
和室 (大) 70㎡ <u>以上</u> のところ	730																																										
和室 (小) 70㎡ <u>未満</u> のところ	600																																										
講座室・会議室 (大) 70㎡ <u>以上</u> のところ	730																																										
講座室・会議室 (小) 70㎡ <u>未満</u> のところ	600																																										
その他の室 (大) 70㎡ <u>以上</u> のところ	730																																										
その他の室 (小) 70㎡ <u>未満</u> のところ	600																																										
使用区分	金額																																										
(略)																																											
ホール (大) 200㎡ <u>以上</u> のところ	1,430																																										
ホール (小) 200㎡ <u>未満</u> のところ	1,190																																										
調理室	1,430																																										
和室 (大) 70㎡ <u>以上</u> のところ	710																																										
和室 (小) 70㎡ <u>未満</u> のところ	590																																										
講座室・会議室 (大) 70㎡ <u>以上</u> のところ	710																																										
講座室・会議室 (小) 70㎡ <u>未満</u> のところ	590																																										

改正後		改正前	
3 南郷公民館の使用料		3 南郷公民館の使用料	
使用区分	金額	使用区分	金額
(略)		(略)	
大ホール	1,270	大ホール	1,240
大広間	740	大広間	720
調理室	310	調理室	310
その他の室	210	その他の室	210
冠婚葬祭に使用する場合	15,890	冠婚葬祭に使用する場合	15,450
映画会、演芸会等に使用する場合	10,590	映画会、演芸会等に使用する場合	10,300
合		合	
備考		備考	
1 暖房料及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。		1 暖房料及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。	
2 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、冠婚葬祭に使用する場合は、1式の金額とする。		2 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、冠婚葬祭に使用する場合は、1式の金額とする。	
3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	
4 南郷公民館分館の使用料		4 南郷公民館分館の使用料	
使用区分	金額	使用区分	金額
(略)		(略)	
ホール	610	ホール	600
(略)		(略)	
全館	5,140	全館	5,000
備考 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、全館の場合は、1日当たりの金額とする。		備考 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、全館の場合は、1日当たりの金額とする。	

議案第 53 号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、次のとおり提出する。

平成 25 年 10 月 31 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書 別冊

理 由

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を定めるためのものである。